

④食品産業の輸出向け施設整備事業

■食品産業の輸出拡大を図るための施設・設備整備を支援

食品産業の更なる輸出拡大を図るため、各輸出先国の政府機関が求める様々な規制・条件及び海外バイヤー等が求める品質・生産性向上に対応するため必要となる施設・設備整備に係る経費を支援

食品輸出展開支援事業補助金

【補助対象者】

県内に主たる事業所または工場を有する、食品等製造事業者・食品流通事業者・中間加工事業者

【補助対象経費】

各輸出先国の政府等が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定、ISO22000等の認証取得及び海外バイヤー、国内商社等が求める品質・生産力向上に対応するため必要となる施設・設備の整備及び機器の整備

例：設備導入費、改修費、システム開発費、運搬費など

【主な補助要件】

- ・直近3年の年間輸出実績額の最大金額が概ね10,000千円以上であり、かつ直近3年の経常損益が3年連続赤字、又は直近の決算において債務超過でないこと。なお、特段の事情があり、知事が特に必要と認めるものについてはこの限りではない。
- ・事業実施後3年以内に輸出実績額が現状と比較して補助額以上増加する見込みであること。
- ・輸出事業計画を策定すること。

【補助率等】

補助率：1/2以内

上限：20,000千円

下限：1,000千円